

## 役務に関する変動型最低制限価格制度要領

### (目的)

第1条 この要領は、本市の発注する役務委託契約について、競争見積における過度な低価格による質の低下を防止し、適正な市場価格での契約締結を図ることを目的とする。

### (対象業種)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象とする業種は、契約監理室で競争見積を取得する次に掲げる業務について適用する。

- (1) バス旅行、貸切バス
- (2) 印刷物
- (3) その他役務

### (変動型最低制限価格の算出方法)

第3条 変動型最低制限価格は、案件ごとに次に掲げる方法により算定するものとする。

- (1) 見積提出業者中の、最高値および最安値を除外して、平均額を算出する。  
なお、見積提出業者が5社未満のときは、変動型最低制限価格制度を適用しない。  
(算出した平均額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする)
  - (2) 上記平均額に100分の80を乗じて得た額を最低制限価格とする。(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- 2 前項の規定により決定した最低制限価格は、その決定後に見積の無効があった場合においても変更しない。

### (最低見積業者の決定)

第4条 最低制限価格以上の見積金額を提示した業者の中で、最低の価格を提示した業者を最低見積業者とする。

### (適用方法)

第5条 変動型最低制限価格制度を適用しようとするときは、その旨を見積依頼書に記載しなければならない。ただし、最低制限価格が予定価格を上回った場合は、変動型最低制限価格制度は適用としない。

### (結果の公表)

第6条 変動型最低制限価格制度を適用した場合の結果の公表は、見積結果表に最低制限価格を明記し、最低制限価格を下回る価格の見積をした業者を失格とする。

### 付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

改正 平成23年3月31日

改正 平成23年6月30日